

祝 大間町 子宝祝金のご案内

令和4年度より
子どもが誕生したお祝いとして
1人あたり10万円を支給します。



★受給資格者

以下の要件をすべて満たす方

- ◆出生の日が令和4年4月1日以後で、出生の日から申請日までの間、継続して本町の区域内に住所を有する子どもを養育していること。
- ◆申請日において1年以上継続して本町の区域内に住所を有していること。
- ◆申請日において子どもと同居していること。

★申請期間（詳細は裏面をご覧ください。）

対象の子どもが誕生してから1歳の誕生日前日まで

*ただし、受給資格者が本町に住所を有した日から子どもの誕生まで1年を経過していない場合は転入してから1年を経過した日から子どもの1歳誕生日前日までが申請期間となります。

★支給額

1人あたり10万円

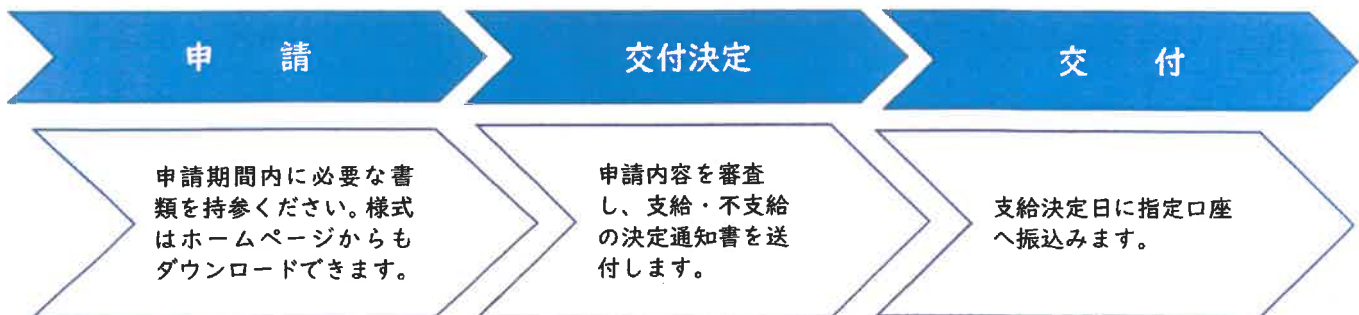


★申請時に必要なもの

- ①子宝祝金支給申請書（様式第1号）
- ②受給資格者の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）写し
- ③受給資格者名義の通帳の写し（名義人の氏名及び口座番号のわかるもの）

*様式はホームページよりダウンロードできます。

★交付までの流れ



*出生届を町戸籍係に提出した際、児童手当と同じように住民福祉課で「子宝祝金」のご案内を致しますので、お気軽に不明な点をお尋ねください。

申請期間参考例

申請期間は受給資格者が子どもの誕生するまでに既に大間町に住所を有して1年を経過している方は、対象の子どもが誕生してから1歳の誕生日前日までとなりますが、受給資格者となる方が子どもの誕生までに大間町に転入して1年未満であるときは、転入したときから1年経過してから1歳の誕生日前日までの期間で申請ができます。

みなさんは以下のどのパターンにあてはまりますか？

子どもの誕生以前に受給資格者となる方が大間町に住所を有している期間が、

パターン① 1年以上経過している ⇒ すぐに申請ができます

パターン② 1年を経過していない ⇒ 1年経過した日からできます

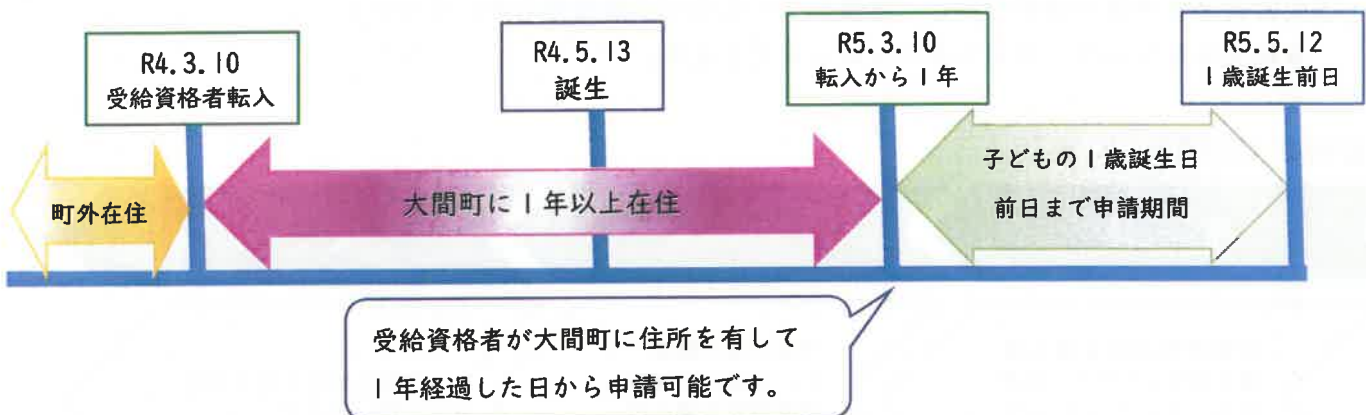
パターン①

1年以上経過している方



パターン②

1年経過していない方



不明な点がございましたら、遠慮なくご連絡ください。

お問い合わせ先 住民福祉課 電話37-2520

月～金 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）